

令和 6 年度 大洗町職員採用試験実施案内
(令和 7 年 4 月 1 日付採用予定)

令和 6 年 12 月 2 日

大 洗 町

令和 7 年 4 月 1 日付採用予定の大洗町職員採用試験を次のとおり行いますのでお知らせいたします。

1. 職種、採用予定人数

職 種 (行政職)	採用予定人数	職務内容
事 務	2 名程度	一般事務に従事

2. 受験資格

(1) 要件

職 種	要 件
事 務	【社会人経験者】 次の(1)から(3)の要件をすべて満たすことが必要です。 (1)平成元年 4 月 2 日以降に生まれた方 (2)学校教育法に規定する高等学校以上を卒業した方 (3)民間企業等における職務経験が直近 5 年中 3 年以上ある方
	【新規学卒者】 次の(1)から(2)の要件をすべて満たすことが必要です。 (1)学校教育法に規定する高等学校以上を卒業見込みの方 (2)令和 7 年 3 月 31 日までに新規卒業見込みの方

※令和 6 年度に実施された大洗町職員採用試験を受験された方は申込みできません。

※卒業見込みについて、令和 7 年 3 月 31 日までに卒業できなかった場合には、この試験に合格しても採用できません。

【社会人経験者について】

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員・公務員・団体職員等(自営業者は除く)として 1 週間につき 35 時間以上(休憩時間を除く)の勤務を 1 年以上継続した期間が該当します。

イ 「直近 5 年」とは、令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までです。

ウ 合格後、職務経験期間の確認のため「職歴(在職)証明書」を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。

エ 職務経験が複数ある場合は、通算して取り扱います。その際、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。

オ 期間については、月の初日から末日までを 1 ヶ月とし、それ以外の月の日数については、30 日を 1 ヶ月として計算します。

カ 休業等(休職、病気・療養休暇等(産前産後休暇、育児休業は除く。))で実際に業務に従事しなかった期間がある場合は、職務経験期間から除きます。

(2) 次のいずれかに該当する方は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない方

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

ウ 大洗町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするものの以外）

3. 試験の方法

試験は、学力試験、特性検査、論文試験、口述試験及び資格調査とします。

(1) 試験

試 験	内 容
学力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題を出題します。
特性検査	公務員としての適性或資質について、性格特性の面からみる検査を行います。
論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、独自性等を評価します。
口述試験	個人面接により評価を行います。

(2) 資格調査

受験資格の有無や健康状態等について調査します。

4. 試験日及び試験会場

区 分	期 日	場 所
学力試験 特性検査 論文試験	令和7年1月18日（土） ・受付開始 午前8時30分 ・試験説明開始 午前8時45分 ・学力試験開始 午前9時00分 ・特性検査開始 午前10時15分 ・論文試験開始 午前10時50分	大洗町役場 (東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275)
口述試験	令和7年2月8日（土） ※各受験者の日時は1月18日の試験 終了時にお知らせいたします。 ※日時の指定はできません。	大洗町役場 (東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275)

5. 合格者の発表

(1) 期日 令和7年2月中旬

- (2) 方法 役場前掲示板及び町ホームページに掲載します。
また、受験者全員に結果を通知します。

6. 合格から採用まで

- (1) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を決定します。
(2) 採用は、令和7年4月1日付となります。
(3) 受験資格がないこと、受験申込書等の提出書類に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。また、採用するにふさわしくない非違行為等があった際には、採用されない場合があります。

7. 給与

- (1) 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
(2) 初任給は、採用前の学歴や職歴等を考慮の上、決定します。

なお、学校卒業後に採用された場合の初任給は次のとおりです。(令和6年4月1日現在)

区 分	高校卒	短大卒	大学卒
行政職	166,600 円	179,100 円	196,200 円

- (3) 上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当が条例等に基づき支給されます。

【給料モデル】

※基準日：令和6年4月1日

学歴	民間での経験年数		役場での勤続年数		役場での勤続年数	
	(年齢)	初任給	(年齢)	給料	(年齢)	給料
大学卒業(22歳)	5年		5年		10年	
	(27歳)	217,800 円	(32歳)	247,600 円	(37歳)	284,800 円
高校卒業(18歳)	5年		5年		10年	
	(23歳)	187,300 円	(28歳)	216,700 円	(33歳)	247,600 円

8. 勤務条件

- (1) 勤務条件は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づきます。

・勤務時間

原則、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで
(うち休憩時間は12時から13時まで)

・休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

・休暇等

年次有給休暇は、年20日付与(採用初年度は採用月により付与日数が異なります。)
その他、夏季休暇、結婚休暇、出産休暇、育児参加休暇、看護休暇、忌引など

9. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

ア 申込用紙は町ホームページよりダウンロードしてください。

※用紙はすべて日本産業規格A4サイズとします。

※申込書(A4サイズ横型、短辺とじ)、面接カード(A4サイズ縦型、長辺とじ)は両面印刷

※A4サイズ又は両面印刷ができない方は、大洗町役場総務課に請求してください。

イ 郵便で請求する場合は、封筒の表に(2)のあて先を記入し、「職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、次のものを同封してください。

・返信用封筒(あて先明記、角形2号封筒に140円切手貼付)

(2) 申込用紙の請求及び受験申込先

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

大洗町役場 総務課 人事係

(3) 受付期限

令和6年12月20日(金)まで

受付は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は12月20日午後5時15分までに着信のものに限り受け付けます。

(4) 申込提出書類等

ア 令和6年度大洗町職員採用試験受験申込書(A4サイズ横・短辺とじ・両面印刷)

(所定の申込用紙を使用し、必要事項を記入のうえ写真を添付すること)

イ 面接カード(A4サイズ縦・長辺とじ・両面印刷)

ウ 返信用封筒(あて先明記、長型3号封筒に110円切手貼付)

※郵便により申込の場合のみ同封(受験票をお送りします)

エ 受験料 不要

オ 郵便による提出の場合は、封筒の表に(2)のあて名を記入し、「受験申込」と朱書きし、お送りください。

※提出書類は、一括して提出してください。

※提出書類は、一切返却しません。

※書類提出後の差替えはできませんので、記載内容を十分に確認してから提出してください。

※申込書の記載事項に不備があった場合は、受付できませんので、ご注意ください。

※書類提出は、確実に到着する方法で提出してください。未着の際、本町は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※受験申込者には、受験票を交付します。

10. 受験上の注意事項

(1) 試験当日は、受験票を忘れずに持参してください。

受験票を忘れた場合は、受験できませんのでご注意ください。

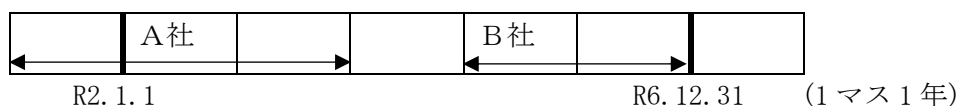
(2) 会場には時計がありませんので、時計は必要に応じて持参してください。ただし、情報通信機器等を時計として使用することはできません。

- (3) 大洗町役場の駐車場をご利用ください。ただし、数に限りがありますので、ご注意ください。
路上駐車等(送迎等の待機を含む。)は近隣の迷惑になりますので、絶対にしないでください。
- (4) 土曜日及び日曜日、祝祭日、年末年始、試験当日のお問い合わせには対応できません。

1 1. 職務経験の判定

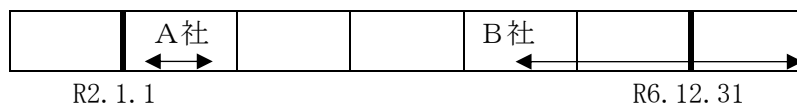
「直近5年」とは、令和2年1月1日から令和6年12月31日までとしておりますので、この期間前後を通して勤務している場合でも、直近5年の期間内での1年以上継続した勤務分のみ対象とします。

例1) A社に3年勤務(R2.1.1以降では2年)、B社に2年勤務していた場合
(いずれも週35時間以上の勤務)



※A社での期間はR2.1.1以降の2年、B社の期間は2年となりますので、併せて4年と判断します。

例2) A社に6か月勤務、B社に1年6か月勤務(R6.12.31までに1年6か月)し、1年に満たない期間がある場合(いずれも週35時間以上の勤務)



※A社は6か月なので、1年に満たないため算入できません。
この場合、B社の1年6か月のみで判断しますので、受験資格要件を満たしません。

注)会社が倒産等により、職歴証明書の提出ができない場合は、年金加入記録の証明書や雇用保険被保険者証など証明できる書類を提出してください。証明できない場合は、職務経験に通算することはできませんのでご注意ください。